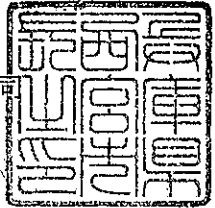


西宮市公共施設適正配置審議会
会長 新川 達郎 様



西宮市長 今村 岳司



西宮市の公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について（諮問）

貴審議会におかれましては、公共施設のうち、貸館機能を有した公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置についてのご審議を頂いており、6月11日付の中間報告書では、次の3つの視点から方向性をお示しいただいているところです。

(1) 施設の有効活用

- ・各施設の利用方法等は、市民の利便性を図るために統一的な方法にすること。
- ・共同利用施設は、利用実態に基づき市民館等と同様の扱いにすること。

(2) 施設の適正配置

- ・機能面を重視しながらブロック（基本は小学校）ごとに諸条件を分析し、施設の集約化や統廃合を検討すること。

(3) 取組み体制

- ・一体的に施策を進めるために最も適した組織のあり方、体制整備について検討すること。

市といたしましては、中間報告書の提言をふまえ、各施設の有効活用の視点から統一的な利用方法や共同利用施設のあり方について、また、市の体制整備について具体的に検討してまいります。

今後の審議につきましては、主として、施設の適正配置の視点からご議論いただき、対象施設のマネジメントの方向性をお示しいただくようお願いいたします。特に、本市は「公共施設マネジメントのための基本的な方針」において、公共施設の施設総量については今後20年間で10%の削減目標を掲げていることから、「公民館、市民館及び共同利用施設の総量削減に向けた適正配置について」というテーマで諮問いたします。